

地方独立行政法人宮城県立こども病院一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が不安を抱くことなく、仕事と家庭を両立しながら働くことができる環境を整備するための取り組みとして、次の行動計画を策定する。

1 計画期間等

1) 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

2) 計画の見直し

計画期間中において、諸制度の改定等および職員の要望に応じて随時弾力的に見直し、変更できるものとする。

2 計画内容

法人の規程における諸制度、雇用保険法に基づく育児休業給付制度、健康保険制度における給付金および年金制度等、出産・育児・介護等の労働条件に関わることについて、全ての職員が理解を深められるよう情報を提供することで、より利用しやすいものとし、子育てをしていない職員も含めた全ての職員が自己の能力を十分に発揮しながら仕事に取り組み、なおかつ家庭生活の充実も図れる環境を整備する。

3 目標およびその対策

1) 法人の諸規程に次の内容を含めて改正する。

- ①子の看護休暇の対象となる取得事由に「感染症に伴う学級閉鎖等」、「入園（入学）式、卒園（卒業）式」を追加する。
- ②育児のための所定外労働の免除又は時間外勤務の制限について、請求可能な職員の範囲を「中学校就学前まで」に拡大する。
- ③育児休業等の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じるように追加する。
 - ・育児休業・育児両立支援制度等に関する研修の実施
 - ・育児休業・育児両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - ・職員の育児休業取得・育児両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
 - ・職員への育児休業・育児両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知
- ④介護休業等の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じるように追加する。

- ・介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
 - ・介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - ・職員の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
 - ・職員への介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知
- 2) 育児休業の取得を促進し、計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。
また、育児休業取得状況をホームページで公表する。
男性職員・・・取得率を30%以上とすること。
女性職員・・・取得率を90%以上とすること。
- 3) 職員が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、職員の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事業に応じた仕事と育児の両立に関する事項について、職員の意向をアンケート等により個別に聴取し、その結果をもとに必要な配慮を行う。
- 4) 育児・介護休業法の改正に基づく諸規程の改正について職員へ周知する。
病院運営・管理会議における説明のほか、全職員に対して院内OA(オフィス オートメーション)において周知する。
- 5) 業務の見直し、タスクシフト・タスクシェア等の取組により時間外労働を策定年度比10%削減し、職員のワーク・ライフ・バランスを確保する。36協定を遵守することにより法人のコンプライアンス意識を向上させる。